

8 人権教育

人権教育の方針及び活動計画

奈良県人権教育推進プランに基づき、児童・生徒・保護者・教職員の人権に対する思いを実現するための教育実践に努め、一人ひとりの人権について考え、人権教育の理解と推進を図る。

1 人権教育の方針

- ①奈良県人権教育推進プランに沿って、生命を大切にし人間として豊かに生きていく力を育てる。
- ②すべての教育活動を通して、自分の意見や思いを持ち、あらゆる差別をなくす意欲と実践力を育てる。
- ③友だち同士、お互い支え合い励まし合うなかまづくりに努める。
- ④個人情報の取り扱いには格段の注意を払い、その保護に努める。

2 実践課題

①児童生徒に対して

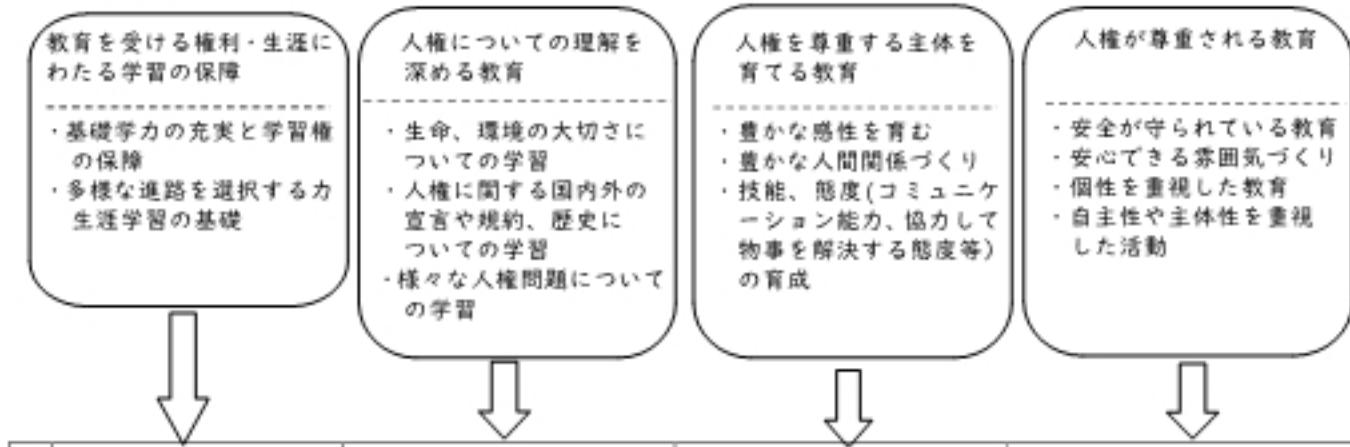
- ・豊かな情操と相手を大切に思う心を育て、共に生きる態度を育てる。
- ・なかまづくりを助け、支え合える人間関係を育てる。
- ・自分の願いを伝えられる力を育てる。

②教員に対して

- ・一人一人の障害の程度や特性に配慮した教育を実践する。
- ・教職員が授業力や専門的な知識を身につけることができるよう研修に努め、子どもの人権を尊重できるように実践する。
- ・毎月11日の人権の日に児童生徒への関わりを見直す日として振り返る機会にする。

3 人権教育活動計画及び取組

○本年度も、校区の学校との「交流及び共同学習」の取組について、小学部・中学部・高等部がそれぞれ行っている内容の充実を目指し、新しい活動を増やしていく。介護等体験生に向けたリーフレットの配布と改訂を行う。

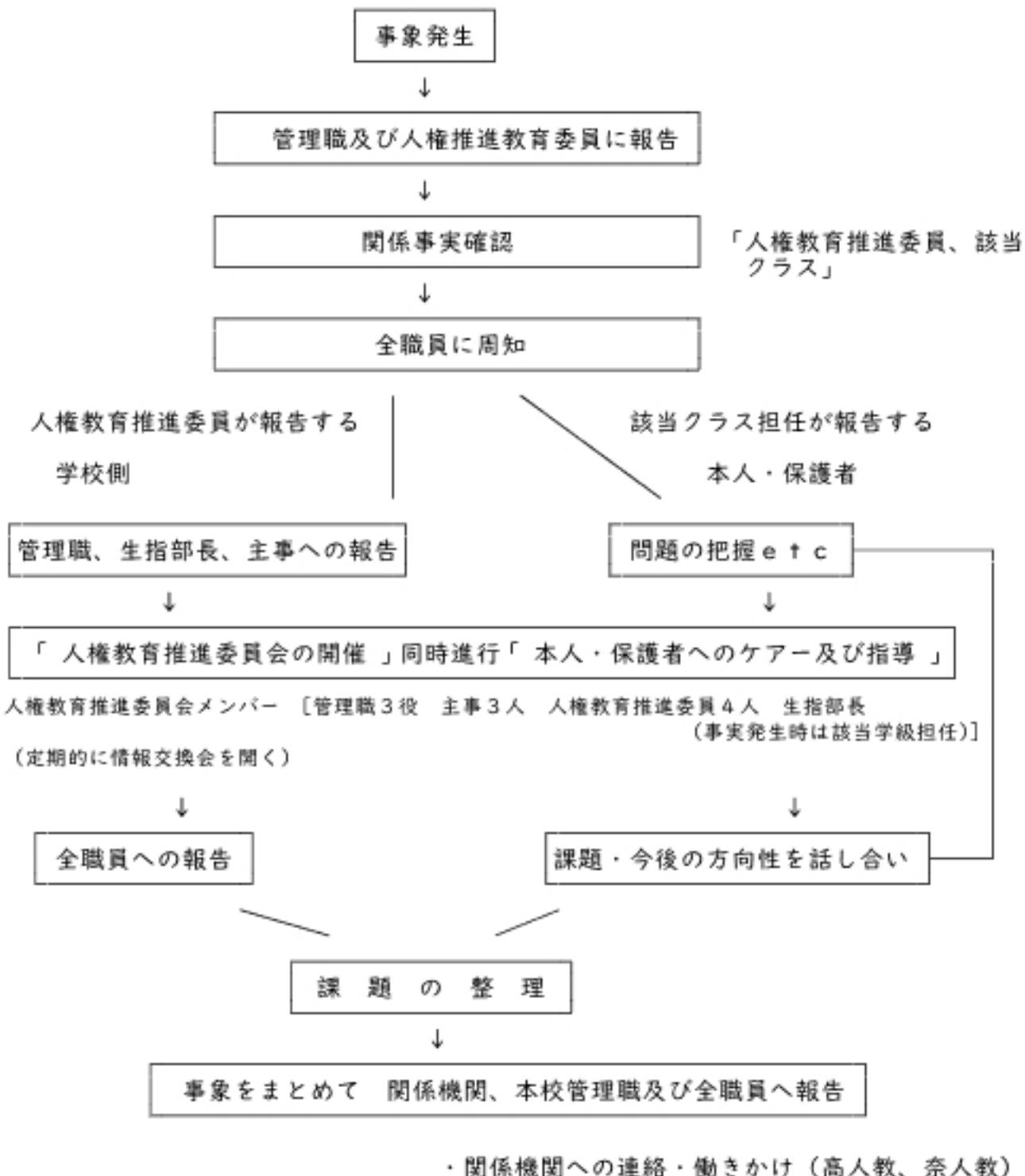


小学校部	<ul style="list-style-type: none">・日常生活指導・教科指導・いきいきタイムなかよし	<ul style="list-style-type: none">・校区内の小学校との交流及び共同学習を通して、人と関わる力を育てる。	<ul style="list-style-type: none">・言葉や身振りを使い、身近な人や友だちとの関わりを深める。・コミュニケーション能力を育てる。	<ul style="list-style-type: none">・クラスの友だちを大切にする思いを育てる。・自分のいいところに気づく。・避難訓練(火災、地震)
中学校部	<ul style="list-style-type: none">・日常生活指導・教科指導・進路学習・職場体験	<ul style="list-style-type: none">・校区内の中学校との交流を通して、人との触れあいを広げる。	<ul style="list-style-type: none">・自分の思いをはっきりと伝える力をつける。・相手の思いを理解できる力をつける。	<ul style="list-style-type: none">・仲間を大切にする心、自分を大切にする心を高める。・児童・生徒会活動(学期ごとの人権目標の設定、生徒会選挙、あいさつ運動の実施)
高等部	<ul style="list-style-type: none">・日常生活指導・教科指導・進路に対する自覚を深め、進路を考える力を育てる。・現場実習・社会体験	<ul style="list-style-type: none">・地域の高等学校や地域の方との交流を通して、人と関わる力を育て、地域に根ざした学校作りを進めること。	<ul style="list-style-type: none">・様々な場面で自分の要求や考えを表現できる力を育てる。・地域や生活の場でお互いを認め合い、相手と協力して取り組む力を育てる。	<ul style="list-style-type: none">・人権ポスターの作成・単独通学訓練(自宅～スクールバス停～自宅～学校)・避難訓練(火災、地震)

※ 児童・生徒の障害の程度や特性に応じて取り組む。

※ 人権感覚を健全に育むために各教科等すべての教育活動で取り組む。

4 差別事象発生時の対応表



5 学校いじめ防止基本方針

①はじめに

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校に対して学校の実情に応じたいじめ防止等のための基本的な方針の策定や重大事態への対処等の必要な措置を講じることが規定されました。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、延いては生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。また、いじめを行う児童生徒にとっても、その発達や成長に重大な影響を及ぼすものと考えます。いじめの早期発見・早期対応等の取組を推進するため、この学校いじめ防止基本方針を策定することにしましたので、その趣旨等を下記のように示します。

②いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの様態には「冷やかし、からかい、悪口、おどし」「仲間はずれ、無視」「遊びやふざけによる軽い暴力、ひどい暴力」「靴かくし、物かくし」「お金やものをとられたり、隠される」「嫌なことや恥ずかしいこと、危ないことをされたり、させられる」「パソコンや携帯電話等で、悪口や嫌なことを書かれる」など様々なことが考えらる。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報するなどして早期に警察と連携した対応が必要な場合もある。本校は知的障害の児童生徒が学ぶ学校であり、障害により苦痛を感じていることを表現できない場合もあることを、認識しておく必要がある。

③いじめ防止のための校内組織

学校におけるいじめ防止と早期発見、職員の研修等を行うために「人権教育推進委員会」の中に「いじめ防止に関する事項」を加え、人権教育の視点と合わせていじめ防止のための取組を進める。この組織はいじめ防止のための中核となるが、学級担任・学年主任・学部主事・管理職間の日頃の連携と迅速な対応が重要だと考える。また、各学部の人権教育担当は、いじめ防止のための各学部の窓口として相談や情報収集にあたり、必要に応じて校長が人権教育推進委員会を招集することになる。

この組織の充実も必要だが、障害のある子どもたちの状況把握においては、学級担任が常に細心の注意を払わなければならぬと考えている。

（組織）人権教育推進委員会

（構成）校長、教頭、事務長、各学部主事、各学部人権教育推進委員、児童生徒指導部長、当該担任等関係者

④いじめ防止のための取組

○年間計画

人権教育推進委員会の開催については、従来通り必要に応じて校長が委員会を招集する。本校におけるいじめ防止のため、奈良県人権教育推進プランに基づき、下記の4つの方針を踏まえた人権教育をすべての教育活動を通じて推進する。

ア生命を大切にし人間として豊かに生きていく力を育てる。

イ自分の意見や思いをもち、あらゆる差別をなくす意欲と実践力を育てる。

ウ友だち同士、お互い支え合い励まし合うなかまづくりに努める。

エ個人情報の取り扱いには格段の注意を払い、その保護に努める。

*いじめの相談があった場合は、学年主任、担任等を加え、事実確認、関係児童生徒・保護者への対応等を協議する。その際、「個人別生活カード」への記録を行うことを徹底する。

○相談・通報

各学部の人権教育推進委員が、いじめに関する相談を行い、必要に応じて校長が県教育委員会・警察等関係機関との連携及び通報の窓口となる。

○情報収集

学級担任が、常に個々の児童生徒の日常の変化等に注意し、いじめの早期発見に努める。その視点は、担当している学級だけではなく、全職員が全校児童生徒を意識して観察する。また、保護者との連携も重要かつ効果的である。

○事実関係の確認

いじめに関する情報が得られた場合は、児童生徒に細心の配慮を行いながら、できるだけ早急に事実確認を行う。

情報収集、事実関係の確認は、ともに多角的な視点で行う。

○情報の共有

いじめに関する情報は、学級担任から各学部の人権教育推進委員を通して、人権教育推進委員会へ集められる。その情報はできる限り全校で共有できるよう職員会議等で報告する。

○児童生徒指導

いじめに関する児童生徒の指導は特別指導を基本とするが、障害による認知の程度なども考慮しながら、必要に応じて自立活動等、個別の指導計画にも反映させる。

また、いじめを受けた児童生徒に対しての心理的ケア等については、特別な場だけではなく、日常の指導の中でも配慮しながら行う。

○「個人別生活カード」の活用

入学時に全ての児童生徒の「個人別生活カード」を作成し、学部において管理し、必要に応じて詳細に記録する。その場合、いじめられている側だけではなく、いじめている側についても、できるかぎり詳細に事象や指導について記録する。

⑤重大事態への対応

重大事態（※1）が発生した場合は、校長の指揮の下、県教育委員会等とも連携をし、迅速な対応に努める。

（※1）重大事態とは（いじめの防止対策推進法 第五章 第二十八条）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ事象発生時の対応表

いじめ防止対策推進法22条により

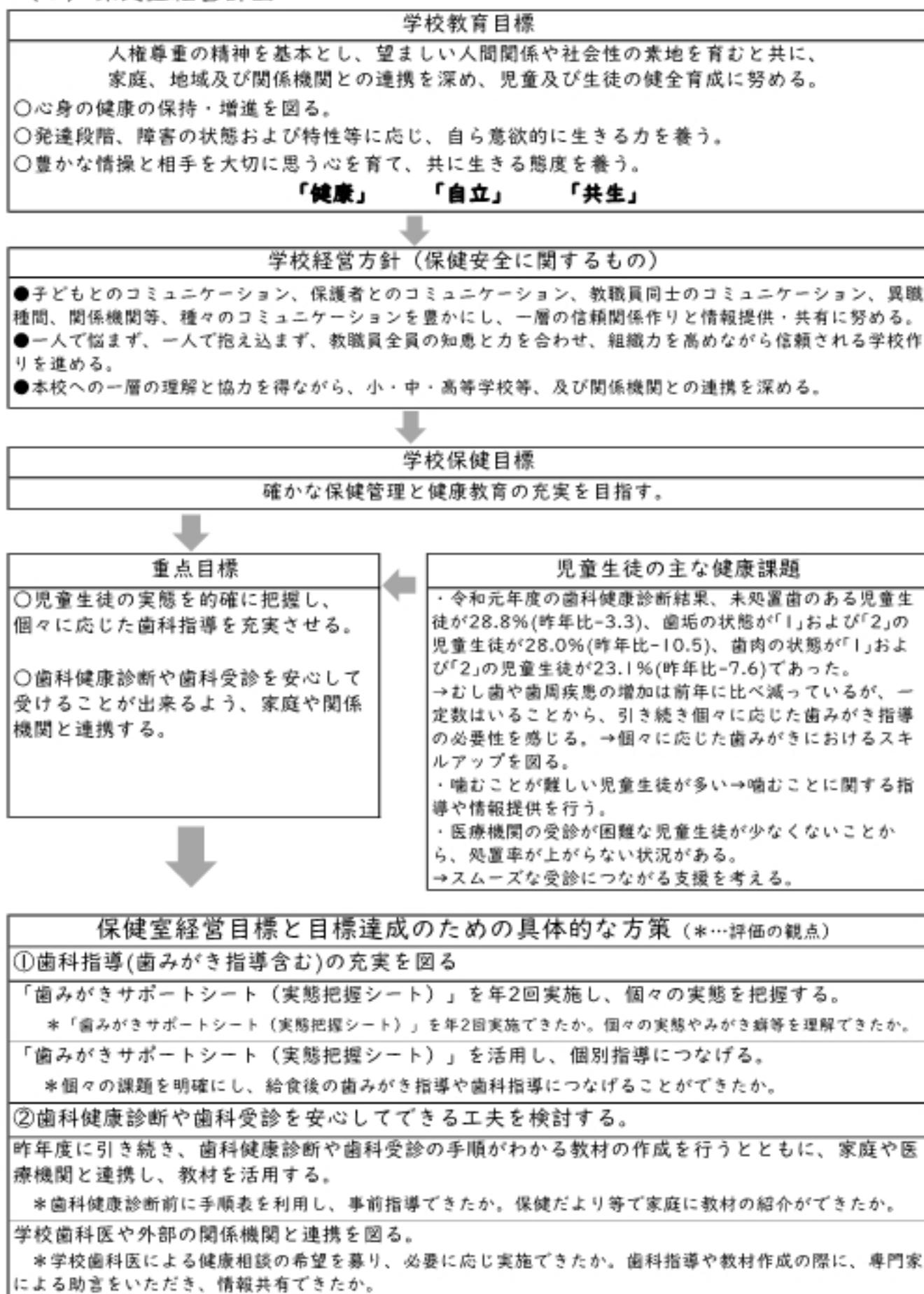
- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確實に行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



I 0 学校保健計画

(1) 保健室経営計画



(2) 学校保健計画

※保健行事の健康診断関係は、予定が変更になる場合があります。

月	保健目標	保健行事	保健管理	重点指導
4	・手洗い、うがいをしよう		保健調査 机、椅子の調整	・掲示物の充実 ・健診事前指導グッズの作成、利用の推進
5	・からだと身のまわりを清潔にしよう ・手洗い、うがいをしよう	身長・体重計測、四肢の状態の検査、視力、尿検査、胸部レントゲン(高1)、結核健診問診(小・中)	保健調査 机、椅子の調整 熱中症対策(WBGT測定)	・健診事前指導グッズの作成、利用の推進 ・校内保健委員会
6	・歯みがきをしよう ・手洗い、うがいをしよう ・マスクに慣れよう	体重測定	水質検査(水道水) 熱中症対策(WBGT測定)	・ほけんだよりでのお知らせ(歯の健康)
7 8	・熱中症に注意しよう ・手洗い、うがいをしよう	体重測定	プール衛生検査、健康カード配付 夏休み健康アンケート、 歯みがきカレンダー配付、 害虫駆除 熱中症対策(WBGT測定)	・掲示物の充実 ・プール學習前後の健康観察
9	・自分のからだを知ろう ・手洗い、うがいをしよう	体重測定 内科健診 心電図(各学部1年)	夏休み健康アンケート回収 定期健康診断後治療勧告 机、椅子の調整 熱中症対策(WBGT測定)	・夏休みの健康状況の把握 ・熱中症予防の啓発
10	・目を大切にしよう ・手洗い、うがいをしよう	体重・身長測定	水質検査(水道水) 熱中症対策(WBGT測定)	・ほけんだよりでのお知らせ(目の健康) ・校内保健委員会
11	・自分の歯の様子を知ろう ・手洗い、うがいをしよう ・教室の換気をしよう	体重測定、歯科健診 眼科検診、耳鼻科健診	机、椅子の調整 定期健康診断後治療勧告 暖房器具の点検	・運動中のけが予防の啓発
12	・寒さに負けないからだをつくろう ・教室の換気をしよう ・マスクに慣れよう	体重測定	環境衛生検査、 冬休み健康アンケート、歯みがきカレンダー配付、治療勧告、 健康カード配付	・掲示物の充実 ・風邪、インフルエンザ罹患者数の掲示
1	・手洗い・うがいをしよう ・教室の換気をしよう	体重測定	温度、湿度管理 風邪・インフルエンザ 罹患者調べ	・冬休みの健康状況の把握 ・風邪、インフルエンザ罹患者数の掲示
2	・風邪やインフルエンザの予防をしよう ・マスクに慣れよう	体重測定	温度、湿度管理 風邪・インフルエンザ 罹患者調べ	・風邪、インフルエンザ罹患者数の掲示
3	・一年間の成長をふりかえろう ・手洗い、うがいをしよう	体重測定	温度、湿度管理 風邪・インフルエンザ 罹患者調べ	・学校保健安全委員会 ・年度反省

・毎月の保健管理にて感染症予防として、手洗い音楽や教室の換気を実施する。

・必要に応じ、校内およびスクールバス内の消毒を行う。

・健康相談(精神科月2回、整形外科月1回)

・ほけんだより(げんき!SEIWA)→毎月発行

12 学校防災計画

1) 日常の防災体制

①組織

- ・日常の防災全般は安全教育部が担当し、安全教育部の計画に沿って全職員が対応する。
- ・必要に応じて校長は防災委員会を組織する。
- ・<防災委員会>校長・教頭・事務長・各学部主事・安全教育部長を持って組織する。

②安全管理【安全点検】

- ・施設等の安全管理は学校安全計画の安全管理・対物管理に示すとおりとする。
- ・毎月20日に安全点検を実施する。遊具等については毎学期始めに安全点検表に基づいて安全点検を実施する。
- ・年度初めに火元管理責任者を決定し、毎日、各火元責任者は退勤時に担当箇所の点検及び周辺避難経路の安全点検を行う。

③防災教育及び防災訓練

- ・防災教育及び防災訓練の年間指導計画は学校安全計画に示すとおりとする。避難訓練と消火訓練は年2回実施する。
- ・避難経路図 <資料1参照>

④教職員研修

- ・防災研修と防犯研修及び護身術研修を計画的に実施する。
- ・夏季休業中に研修を実施する。

2) 大規模地震発生時の初期対応

■学校防災マニュアルに基づいて対応する。

①避難方法

- ・就業中の避難については、地震火災避難学習の計画通りに行う。

②学校灾害対策本部の設置

- <本部>校長・教頭・事務長・各学部主事・安全教育部長を持って組織する。
- <救急班>養護教諭及び保健部員の一部が担当し、主に負傷者の処置にあたる。
- <消火班>事務職員及び安全教育部の一部と体育部の一部が担当し、主に初期消火にあたる。
- <安全確認班>業務員が担当し、危険箇所の安全確認を行う

③職員の参集体制

- ・勤務中以外は、県職員防災必携カードに示されたとおりとする。
- ・勤務中は全職員が校内に留まり、対策本部の指示に従う。

④連絡体制

- ・一斉メール(マ・メール)による連絡を活用する
- ・携帯ログイン対象者(校長・教頭・事務長・各学部主事・安全部長)

3) 大規模地震発生時の児童生徒及び保護者への対応

- ①大規模地震発生時はスクールバスの運行を行わず、児童生徒は学校に留め置き、来校した保護者(家族等)に直接引き渡す。
- ②引き渡しは担任が行い、必ず「引き渡しカード」に記録する。担任が不在の時は、学年主任と各学部主事が記録する。
- ③保護者への連絡は一斉メールを活用する。

4) 非常持出用品リスト

- ・耐震耐火金庫内の物は持ち出さない。

5) 緊急連絡先電話番号

西和消防署	0745-73-1001	西和消防南分署	0745-32-0177
西和警察署	0745-72-0110	奈良友紀会病院	0745-78-3588
上牧町役場	0745-76-1001	県企画管理室	0742-27-2985

6) その他

- ①地域住民の避難所は、周囲にある小、中学校となっている。体育館は上牧町の福祉避難所に指定された。但し、本校児童生徒が校内にいる場合は、本校児童生徒の対応を最優先する。
- ②児童生徒の投薬状況の把握と調剤表の作成。
- ③児童生徒の「検索カード」と「引き渡しカード」の活用。
- ④消毒薬等の薬品は常に余裕を持ってストックしておく。
- ⑤校内での連絡体制は、本部→各学部主事→学年代表→主担任→副担任を基本とする。